

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成28年7月12日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成28年7月12日(火) 午前9時58分～午前11時57分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部会長 服部孝規
副部会長 森美和子
部会員 西川憲行 高島真 豊田恵理
中崎孝彦
会長 前田耕一
副会长 岡本公秀
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 事務局長 松井元郎 議事調査室長 渡邊靖文
村主健太郎 新山さおり
- 6 案件
1. 第40回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2016への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 代表質問について
(2) 公聴会制度及び参考人制度について
請願者の説明機会について
4. その他
- 7 経過 次のとおり

午前9時58分 開会

○部会長（服部孝規君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、検討部会を開会いたします。

まず1つ目が、第40回検討部会の確認事項についてであります。

事務局をお願いします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、第40回の確認事項でございますが、まず反問権の取り扱いについてでございます。

これについては、まず初めに各会派のご意見を確認していただきました。その結果、反問している間の質問と答弁、これを時間を含むか含まないかという確認をしていただきまして、含む・含まない、それぞれ3対3ということで意見が分かれました。回数制限につきましては、全ての会派が特に必要ないということになりました。そして、事務局からは、再度、県内の反問権の運用状況について追加した調査項目等を説明させていただきました。例えば、反問に反論を含むかどうかとか、回数制限をどうしているのか、こういったことの他市の状況も説明をさせていただきました。そして、結果といたしましては、この検討部会の意見、まずは時間は含む・含まないが3対3であったということ、回数制限については、全ての会派が特に必要ない、これらの意見を議運に伝えて、最終判断は議運に委ねるとということになりました。そして、6月定例会開会前の議運で議論いただきまして、一応6月定例会は現行どおりでいくと。つまり、質問は執行部が反問している間は時計はとめます。ただし、それに対して議員さんが再度質問をする場合は時計はとめない、これの現行どおりでいくということで、ただ、今後については議会運営委員会で検証して結論を出すということで決定いたしました。

続きまして、代表質問についてでございますが、代表質問については、再度、事務局から県下13市の状況を説明させていただきました。そして、部会員の皆さんで議論をいただきまして、改めて事務局のほうへは宿題をいただきまして、代表質問、一般質問、議案質疑、これを本会議の日程の中でこういった形でやっているのかというのを一度調べてほしいということで意見をいただきましたので、きょう、この後の議題のところで説明をさせていただきます。

それから、部会長のほうから部会員の皆さんに、県内の知っている議員さんから代表質問についての意見を聞いてほしいということをお願いいたしましたので、またその辺、議題のところで何かご意見あれば、またお聞かせいただきたいというふうに思います。

続きまして、3番の議会の情報化でございますが、ここについては、まずカルテの追記した部分の確認をいただきました。それから、配付してから1カ月がたっておりますので、タブレットの使用に関して課題・問題点をいろいろご意見いただきました。その中で1点、委員会、本会議でのタブレット端末を使うときに、キーボードの使用を、当初は申し合わせで禁止をされておりましたが、これを使えるようにしてほしいという意見をいただきまして、部会としては使用オーケーじゃないかという結論をいただきましたので、6月定例会開会日、本会議が終わりましてから推進会議を開きまして決定をしていただきまして、6月定例会から本会議、委員会でタブレットのキーボードの使用が許可されたというところでございます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 確認事項、よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） では、2番目の議会改革白書2016への掲載内容の確認ですが、確認事項はありませんので、次に進みたいと思います。

議題に入ります。

1つは、1番目が代表質問についてであります。今までも検討してきたんですけども、新たにカルテへの書き込みと、それから前回のときにこういうことも一度調べてほしいということもありましたので、資料を出させていただいております。

事務局ほうから説明をお願いします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは資料1、まずカルテでございますが、代表質問についてのカルテ、対応内容のところ、青字で、前回の第40回の部会で代表質問を協議したということが1点追記をしております。

それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。

県内の代表質問実施状況ということで、これまでもA3の資料を出しておりましたですけども、今回は、もう実際に代表質問をしておるところに絞って、また新たな項目も追加をして提出をさせていただいておりますので、簡単にご説明させていただきます。

まず、いなべ市につきましては、3月定例会のみ代表質問を実施しております、内容としては、施政方針に対する質問のみとなっております。それで、日程的なものを確認しましたら、代表質問が一番最初に来て1日、一般質問が2日、また議案質疑が1日、おおむねこういうような日程になっておるとございまして、代表質問の質問方式は一括というふうに聞いております。持ち時間につきましては、40分プラス会派の議員数掛ける5分というふうなことで、答弁込みでございます。代表質問と一般質問の両方を、例えば代表質問を1回やって、また一般質問のときにもう1回一般質問をすることが可能かどうかという質問なんですけど、ここは不可と。申し合わせ事項が別途ございます。

次に、四日市でございますが、四日市もまずは施政方針、それから4年に一度の市長改選時には、所信表明に対する質問をやっておるとございまして。日程的なものでいきますと、代表質問を最初にやって2日間、それから一般質問を4日から5日、そして最後、議案質疑を1日、これは一般質問の最終日が議案質疑になるということで、される方は本当に少数というふうにお聞きをしております。代表質問は一括質疑で回数無制限ということなんですけど、普通の一般質問は、一括か一問一答かを選択できるというふうに聞いております。代表質問の時間は、答弁込みで1時間でございます。

四日市は、制度上は代表質問をやって一般質問もやることは可能ということなんですけど、今現在事例はないということでございまして。それで、別途申し合わせがございまして。

鈴鹿市でございますが、鈴鹿市は3月定例会のときの施政方針、市長改選時は、これが6月になるということになります。これで施政方針に対する質問のみで、日程的には議案質疑を1日やって、代表質問が1日、一般質問が4日ぐらいというふうな日程だそうです。代表質問に関しては一括質疑で、答弁は1回ということで聞いております。代表質問の持ち時間は、答弁込みで40分、代表質問と一般質問は両方は可ということで、先例集はございます。

津市でございますが、津市は毎定例会ごとにやっているということで、内容は幅が広く、施政方針や市政全般に関する質問、議案質疑でも何でも可能ということでやっており、何でもオーケーという

ことです。日程的には、代表質問が2日、一般質問が2日、議案質疑は特に設けていないので、議案質疑があれば、代表質問や一般質問の中で行ってしまっているということでございます。代表質問は、通告時に一括か一問一答を選択しておるということで、持ち時間は答弁込みで60分。代表質問と一般両方やるということは不可と。それで、申し合わせがあるということでございます。

津市さんの場合は、代表質問と一般質問で、結局は何を聞いてもいいということですので、もう差がないということでございます。ただ、強いて言えば、会派を代表して質問をするかしないか、こういうことかなという印象を受けました。

次がまた、松坂市が、ここもちょっと変わっておりまして、3月定例会のみでございますが、当初予算、市長の所信表明、一般質問に関する事項ということで、この一般質問に関する事項は、当初予算と所信及び当初に出される予算議案以外の議案を除く市の一般事務に関することということですので、その予算以外の議案については、この一般質問として聞くことができないということだと思っております。ですので、当初予算、市長の所信表明、当初予算以外の議案を除くので、つまりはもう議案を除くということで、一般質問に関する事項でできるということで、ただここは、その代表質問に対して一般質問という言い方がなく、関連質問という言い方をされております。具体的には、代表質問で会派代表の方が何項目か代表質問をされます。それを受けて会派の方が、その項目のうち、これとこれを関連質問をしますというふうな形で、その代表に続いて会派で関連をやっていくというやり方をやっております。それで、代表質問の最終日、大体5日目になるそうなんです、ここで議案質疑を1日やると。この議案質疑は当初予算以外の、予算議案以外の議案になるかと思いますが、ここで議案質疑をやると。代表質問については、1回目は一括、その後も一問一答も認めるというふうなやり方でやっておると。ですので、この持ち時間が50分掛ける会派議員数を会派持ち時間としておりますので、例えば5人会派でしたら250分、これを代表者1名と関連質問の方で配分するということですので、その関連者が少なければ、かなり時間は長くとれるというふうなことで聞いています。もう会派内は時間は自由配分ということ。代表質問と一般と両方可能かということですけど、ここはもう代表か関連かですので不可という形になります。それで申し合わせがあると。

最後、熊野は、ここはもう質問の内容が春と秋に2回議会報告会をやっておりますが、3班で行っておるとことなんです、そこで聞き取ってきた課題について代表質問をやっておると。ですので、施政方針のことは今のところ考えていないということですので、ここはちょっとまた違うので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

ですので、施政方針等でやっておるところは5市ということでございます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） いろいろあります。それが地方自治でございます。

さっき室長のほうから確認事項で報告があった中に、それぞれの議員さん聞いてきてくださいと言うた本人が聞いてきてないんで言いにくいんですけども、聞いてこられた方がありましたら、ちょっと紹介をいただけたらと思います。別に、県内の自治体でこんなですよというような話がありましたら紹介いただきたいと思います。特徴的なやつでも。

豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） ちょうど他議会さんと集まるときがありましたので、可能な限り聞いてきて、先ほどの津市議会、愛知県半田、豊川、あと静岡市議会、羽島市議会、稲沢、安城、岐阜、岐南町、八百津町、多治見、瑞穂、郡上と全部聞いてきたんですけども、特徴的なところとしては、結

構代表質問とか質疑とかやっていないところが半数以上ありました。それで、瑞穂市議会においてはなくなったというふうに言っていました。例えば、議案質疑自体も余りないというか、委員会重視で、なくてもいいのという感じで、あるところは、一応議案質疑ありますかということは聞くんだけど、みんながなしと言って、もうそのまま次に行って、委員会でやってしまうというところもありましたし、特徴的なので、稲沢市議会なんかは議案質疑というのがもともとなくて、全協みたいなもので、議員総会とかそういうのが議会の前にあるそうです。そのときに質問事項を全部投げかけて、そこでもう終わらせてしまうというところもありました。

一応そんなのを聞きましたので、またちょっとまとめたらまたお渡しします。以上です。

○部会長（服部孝規君） ありがとうございます。

ほかにありますかいな。済んませんなあ、本当に。

1つだけ、津市議会というのは私も職員でおったんですけれども、ここは、もう前から議案質疑と一般質問を分けていない。だから、議案質疑を特に設けていないというような、要するに一般質問と議案質疑を多くの自治体は分けてやっておるんだけど、津はもう一緒に。だから、もう議案質疑のある人は一般質問の中でやってくださいという、そういうスタンス。昔は亀山もそうやった。でもそれは、いろんな経緯があるのやけれども、1つは、議案質疑はその議会でしか聞けない。例えば条例とかそんなんが出たときに、例えば次の議会で聞きますわという話にならへん。ところが一般質問は、その議会で聞けなくても次の議会で聞こうと思ったら聞けるような内容が多いわけやね。だから、それを一緒にくたにして時間の配分とかいろんなことをしておったんやけれども、それはおかしいということで、当時、あれは水野さんやと思うんやな、議長。それで、やっぱり議案質疑は必ずその議会にしか聞けやんことやから、議案質疑は、もう要するにみんなが聞けるように平等にやっぱり時間配分すべきやというような。一般質問については、必ずしもその議会で聞かんでもいいんやからということで、別建てで考えようというようなことを提案されて、それで亀山もそういう方式になった。議案質疑と一般質問を分けて考えると。だから、時間も議案質疑は30分やけど、一般質問は45分という時間も違うという、それはもう別々に考えようということになったということです。ただ、うちらでも一般質問の中に議案質疑を入れても、別にそれは構わへんわけやね。逆はできへんわね。議案質疑の中に一般質問を入れる、これはできないというそんなことで、いろんな経緯があってそういうふうになってきています。まあ聞いておる人にはわかりやすいやろね、議案質疑と一般質問を分けたほうがね、と思うんやけどな、僕は。

ほか、この渡邊室長から報告してもらった中身について、感じたことや疑問やら意見やらあれば、ちょっと議論しておきたいと思いますけど。ここのこれはええなあとか、ここのこれはちょっとどうかなというような、何でも結構です。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 要は、各自治体によってそれぞれの議会の特色があって違うということがよくわかりました。それで、亀山の場合、今部会長が言われたように、今までの経緯があって一般質問と議案質疑とで分かれてきたと。そうすると、あともう1点、ご存じやったらお聞きしたいのが、この代表質疑という制度が亀山市で生きてきたという経緯というのはあるんでしょうか。

○部会長（服部孝規君） 生きてきたというのは、そのつくられてきたという経緯。

多分、僕の記憶があれかどうかわからんけれども、時間数をふやすという一つの手法やったと思う

の。だから、代表質疑をやることによって、プラス普通やったら30分のやつが50分という、プラスの時間をというような意味でつくられてきたというふうに、違うたやろか。

だから、何でそういうものを導入したかということは、やっぱりそこが一番要因としては大きかったの違うかなと私は記憶しておるのやけれども、違うたやろか。

それで、当時は3人以上が会派というふうな事情があって、3人以上の会派について代表質疑ができるという、そういうところできな、3と2で例えば一緒やないかと、議案質疑に関して。そういうことに対するあれもあったんやと思う。差別化をしようみたいな意見もあって、3人以上の会派は代表質疑ができます、それはプラス20分ですよみたいな話があって、2人会派は代表質疑ができませんという、そういうすみ分けをしたという経緯も、それも含まれているというふうに私は記憶しています。そうやで、始まった当時、僕らはずうっと2人会派できておるんやけれども、代表質疑ができなかった。違うかな。

(発言する者あり)

○部会長(服部孝規君) そういう経緯です。

森副部会長どうですか、感想、意見。

○副部会長(森 美和子君) 私も何か、それぞれの議会がそれぞれの特色を持っているんだなというのはすごくよくわかりました、こうやって一覧表にさせていただいて。だから、やっぱり何か参考にしながらほかの議会の取り組みというのを入れたらいいなあと思ったんですけど、亀山は亀山でつくっていけばいいんだなというのを改めて何かすごく思いましたね。それは、やっぱりこの一つ一つの議会が歴史の中で話し合いをしながらつくり上げてきたものなんだなあと。亀山もさまざまに今までいろいろと変化があったと思いますので、これはとりあえず参考にしながらでも、亀山としてどうしていくのかということをやったり皆さんで話し合っ、入れるのか要らないのかも含めて代表質問というのをやっていけばいいのだなと。私は、もっとすごくいいなと思うようなのが出てくるのかなと思ったけど、そうでもなかったです。

○部会長(服部孝規君) ほかはどうですか。

会長、どうぞ。

○会長(前田耕一君) 亀山のやり方は複雑やけど、一番シンプルやないかなと思うんやわ。問題は質問範囲のところで、どこまでを質問の範囲とするかということだけはある程度きっちりした方向性を出しておいたら、今の代表をやって議案をやって一般というところの流れ、時間配分等も含めて特別大きな問題はないと思うんやけれども。ほかを見ておると、3月だけとか、いろいろ施政方針のみとかこんなこと出ておるけどもさ、その辺をどうするかということだけ方向性だけ出しておけば、ほかは従来どおりでええのと違うかなという感じもしないこともないですけどね。

○部会長(服部孝規君) もともとが、ここに代表質問ということで出したもんでこの亀山は入っていないんやけれども、亀山も代表質疑はしておるわけやね。だから、議案と分けた形で代表が質疑をするということはしておるわけやな。ただ、今回これを提案させてもろうた一番の大きな理由は、議長言われたように、範囲を議案だけにとどめるのか、もう少し広く、一般質問にわたらない範囲でというのが常に議案質疑のときには出てくるけれども、やっぱり施政方針やそんなときにはそういうところまで行ってもええような、そういうような形にしたほうがええやろうと。そういうことになると、代表質疑という言い方よりも代表質問という言い方にしたほうがええんやないかなというふうに思う

んで、そういう意味では形はできておるわけやな。形はできておって、それを代表質疑という名目を質問にして、幅を広げて問えるという形にするということやと思うんやな。

次に出てくる問題は、一般質問と議案質疑、例えば代表質問という形でしてしまった場合に、今やと次に議案質疑が来るわけやね。それで一般質問が来る。これをどうするか、この順番をどうするかという問題が次に来るんやと思うけれども、この他市のあれを見ると、やっぱり代表質問して一般質問して最後に議案質疑というのが比較的多いように思うのやな。この辺をどう扱うかというのうちの課題かなあとは思うんやけれども。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 先ほど議長が言われたように、うちのやり方は極めてシンプルであると思いますし、それで市民にもわかりやすいと思うんですよ。議案は議案、質問は質問というて分けてやるということは。それで、その最初に代表が質問に立つというところも。これを代表質問と言葉を変えてしまうと、今度は逆にそこで混乱をするような、言葉だけが先に走るような気がするので、議案質疑の中で、例えばもう3月の中で施政方針が出てきたときに、施政方針のみは含めるとか、そういうやり方のほうが、今の議案質疑のまま、議案質疑なんだけど、当初予算に関してはやっぱり市長の施政方針というものが重要になってくるので、そこも含めてはどうかというところで、含めるだけで今のルールをそんなに変更しないほうがいいのではないかなあという気がしましたが、これを見て感じたのは。

○部会長（服部孝規君） 実質はもう含まれておるに。施政方針についての中身にも触れておるで。それはもう一応、正式には議案ではないんやけれども、やっぱりそれは認められておる形で進んでおるわな。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） それをルール化してしまえばいい。

○部会長（服部孝規君） なるほどな。

はい、会長どうぞ。

○会長（前田耕一君） 自分らで理解して会議を進めていくというのも一つの方法かわからんけれども、やっぱり一般市民の人が聞いているとか見ている中で、はっきり言って、議案がどんなんでも一般がどんなんかとわからん市民も結構おると思うんやな。だから、すっきりとやっていかんと、ほかの津やら松坂やら、こんなん見ておったら一般の人はわからへんわな。だから、本当にうちのシンプルな方法で、その先、部会長が言うたように、代表質問にするか代表質疑にするかという、その辺のすみ分けだけははっきりしておいたらさ、ある程度幅持たせて、今のままでええような感じがしないこともないけどな。

○部会長（服部孝規君） 例えば、具体的な例でいくと、今、教育民生委員会は学童保育を取り上げておるのやけど、新年度の予算で、ある学童保育所を公設にするような予算が出てきたとする。そのときに、それについてはいろいろ聞けるわね、議案やから。それにかかわって、じゃあ他の民設のところはどうするんやと。だから、Aという学童保育所はどうするつもりや、Bという学童保育所はどうするつもりやというふうに広げていったら、これはもう議案質疑から外れていくというふうに議長に言われるわけやわな。そうやけど、それを可能にしようと思うと、やっぱり代表質問でAというところは公設になるという議案が出たときに、それじゃあそれに関連して、BやCやDという民設の学

童保育所はどうする考えなんやということは聞けるわね。だから、そこが代表質疑と代表質問の僕は違いやなと思っておるの。そこまでいくと今のあれでいくと、代表質疑やったら、議長から、一般質問にわたるんで、それはもうやめてくださいよということだとまるんやな。そうやけど、やっぱりその1つだけを取り上げて、それがええか悪いかだけやなしに、全体としてどうしたいのか、亀山市がやね。

(「将来の話ね」の声あり)

○部会長(服部孝規君) そうそう。そういうところのことをその議案から発展して聞こうと思うと、やっぱり一般質問的なことをオーケーにせんと、議案質疑の範囲内でそれをやれというのは、それはもう僕は限界があるのと違うかなと、その辺を思うの。

はい、西川委員。

○部会員(西川憲行君) そうすると、それに関連して、そのAというところの学童の予算というか議案は出てきましたと。それに対する賛否を最終的にとらないけませんわね、条例が出てくるにしろ予算が出てくるにしろ。そうしたときに、ほかのBCとかというところも聞いて、いやいやAだけでももう終わりですよと、BCは考えていませんよと答弁が来たとします。あるいはBCは考えていますと答弁が来たとしても、そうすると、来年度からそのBとかCとかにも予算がついてきますよという話に延長してきますよ。そうしたときに、賛否をとるときにどこまで参考にするかということですよ。あくまで議案に対してといたら、そのAに対する予算が妥当かどうかという話になると思うんですけども、でも将来的にはB・Cまで見きわめて予算あるいは条例をという話になってくるのかということになると思うんですよ、質問の中身では。でも、あくまで質疑という議案に対する賛否というところだけを見れば、そこまで聞くのはいいけど、どうなんかなという気がするんです。その点はどうなんですか。

○部会長(服部孝規君) それはもう各議員が判断するんやと思うけど、例えばBCについては考えていないと例えば言うたとする。そうやけれども、Aをそういうふうにすること自体はいいことや、だから賛成しますというスタンスもあれば、Aだけやってあとはしませんというのでは、これはAだけやることはええことやけれども、やっぱり全体としては認められませんよというスタンスも、それは判断としてはあるんやと思う。それはもう各自やと思うの。聞いた上でのね。だから、そういう見きわめもできるもので、そういうことも聞けるような形にしてはどうかなというふうには思うんやけどな。

西川委員。

○部会員(西川憲行君) そういう意味では、その議案に対する関連的なということで、横幅を広げる質問ができるようにするというルール変更はできないんですか。やっぱりそれは質問という名前を変えることが大事なんですか。

○部会長(服部孝規君) それは、議長がいつも言うておるように、一般質問にわたることはあきませんというのは、もう言わんならんでな、議案質疑である以上は。やっぱりそれが一般質問に及んでいたら、それはとめやんならんわ、議長は。それは一般質問ですという。それはもう変えようがないと思う。

会長。

○会長(前田耕一君) その点で、委員長なんかでもそうやし、今議長の立場でおってもようあるん

やけれども、一般へ流れていくわな。それが長く続いたら、それはというのはあるわな。それを例えばで例題を出して、また本題へ戻ってくればいいんやけれども、どこまで行くかなあというのが、個人の名前はあえて出さへんけどさ、そうなった場合に判断するのは、例えば委員長なり議長なりになってくと思うんやけれども、そこで常識の範囲で当然一般へ、ぱっと横道を反れるんやないな、例えばで出したりする場合はやっぱりあり得ることやと思うでさ、それはあえて否定はできへんし、ここで言葉が、例えば議案という言葉を使ってあろうが一般という言葉を使ってあろうが、あり得ることやと思うけどな。それも程度の問題。それでお互いに判断していかなしようがないわなあ。

○部会長（服部孝規君） テクニク的なことを言うと、そのAという議案が出たときに、じゃあほかはどうするんですか、これは議案の範囲内やと思うの。ほかのところの民設をだったらどうするんですかぐらいまでは、それに対して答弁返ってくるやんか。そこでとまれば別に終わりやと思うな。ところが、その中のBというところは非常に劣悪やと、これこそ優先してやるべき違うかという話になると、これはもう一般になるわけやな。だからそのところやな。議案はせいぜいそういうところ。Aというものが出てきたときに、ほかはどうするんですかぐらいまでは別に聞いたってできると思う。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） そう。全体はどうか、ほかはどうするんですかとかさな、そういう質問は、質疑はええと思う。そうやけれども、その中で答弁が返ってきて、BのほうがこのAという出ているところよりも劣悪やで、こっちのほうが優先と違うんかという話になると、もうこれは完全に議案から外れていく。そういう問題やな。確かに難しいね、これは。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） ちょっと手を挙げて発言してください。

中崎委員、どうですか。

○部会員（中崎孝彦君） 今も、いろいろ調べてもらったのをちょっと見せてもらったんですけど、やっぱりこの代表質問というのはさな、今の議案質疑の中で総括質疑ということで代表でやっているけど、やっぱり僕思うたんやけど、いなべ市とか四日市市のこの施政方針に対する質問とか、施政方針と市長が改選時のときの所信表明に対する質問というのは、やっぱりこのいなべ市と四日市市の方法というのか実施のあれというのは、こういう面に関して、施政方針とかそういう、例えば市長が改選時のときやったらマニフェストを明示して市長が当選してきて、その辺についてもマニフェストのことも施政方針で言うかもわからんもんで、そういうことに対する代表質問ということで、このいなべと四日市は、僕は代表質問、こういうのは亀山市で取り入れてもええのやないかなということで、これはもう議案に関係ないことだもんで、そういうことは一般的な市長に対する考え方に対して代表質問するということで、代表質問ということで、これはいなべと四日市は僕はええかなあというふうに思います。

それからもう1つは、今の亀山市議会に出ておる僕もあれでいろいろ質問させてもらっておるけど、この一般質問と議案質疑というのがもうはっきりしておるもんで、議案は議案、こういう議案に対して質問します。一般質問はこういうことを思うておるんやけど、こういう今まで流れで来ておるけどどうやというようなことで、市民の人は、これは物すごいわかりやすいと思うんですわ。これはもうこういうふうな方法で継続していかないかと。そうやで僕は、今までの議案に対する代表質疑もして、議案質疑もして、一般質問という流れはそのまましておいて、四日市といなべみたい代表質

問というのをこの3月には取り入れたほうが僕はええと思う。

○部会長（服部孝規君） もう1つプラスするということ。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） もう1つプラスで。

3月に施政方針をやる、4月から新しい年度が始まるんやもんで、それに対する代表質問。

そういうようなことはしたほうがええかなと思って。僕は今までの質問の流れはそのままでもわかりやすいもんで、市民の人もようわかりやすいと思うもんで、それプラスそういう代表質問を取り入れたらどうかなあと今思っていました。

○部会長（服部孝規君） 亀山の場合は3月に施政方針が出て、任期もちょうど3月に新市長がということになるでな。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 市長が例えば2月にかわったとするやんか。わからんけど、かわったとしたら、3月には議会に新しい市長が出てくるもんで、そういうときにマニフェストとかいろんなことに対して代表質問すると。それはええかなあとと思う。特に市長がかわったときとか、そういうのがええかなあと。市民の人が本当に議会がそういうことを市長に聞くということは、市民は直接聞けやんもんで、見てもろうたらようわかるかなあと。

○部会長（服部孝規君） 確かにな。

マニフェストなんか特にそうだね。そんなん出てくるんでしょう。公約という形でも何でもええんやけど、掲げたものに対してどうするのやというものはあってもいいかな。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 今でもよういろいろ地域の人としゃべっておるのやけど、中崎さん、地域予算制度ってさな、市長がマニフェストで上げておるが、これは何やかと、どうなっていくのやなあというようなことでも、市長がそういうことを言うたときに代表質問しておれば、見ておる人には地域予算制度の考え方というのは、市長はこういうことが地域予算制度かというのがわかってもらえると思う。今になってもまだわからんねん。

○部会長（服部孝規君） その地域予算制度でいうと、今回も施政方針の中に書いてあったんやな、そういうものを考えていくことは。だから、それ自体は予算としては上がっていないんさ、金額としては。だから、議案質疑にはならへんわけ、予算がないもんで。そうやけれども、やっぱりこういう代表質問的なものを入れたら、それだったらそれを聞けるわけやな。地域予算制度と考えておるようやけれども、一体中身はどんな中身を考えておるのや。いつごろまでにそれをあれするつもりなんやというふうなことを聞けるわね。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） それで、その地域予算制度を例にとって言うたけど、それは何やかと、そんなんどうなるのやなことや。それで、今度一括交付金みたいな使途が何でも自由に使えるよという一括交付金が出てきた。そうしたら、地域予算制度と言うておって一括交付金って、地域予算制度とまた違うのかなとか、そういうことが出てくるもんでさ、そういうことを思いました。

○部会長（服部孝規君） そうやね。そうやけど、予算のついていないような施政方針の中のものというのは、やっぱり議案質疑としては聞きにくいわな。あらへんのやで、金額も何も。それをカバー

する意味で、施政方針に関して代表質問という形でやるという、これはひとついいかもわからんね。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 私も、多分施政方針というのは1年間どういうことをやろうと、市長が考えて今年度はこういう方向性でやろうという決意がこの施政方針なんだと思うので、やっぱりそこはきちっと、今まで多分、一般質問では聞けたんですよね。質疑では聞けないけど、一般質問では聞けたんですけど、そういうきちっと形を持ったほうがわかりやすい。亀山市議会は今まで市民の方に対してわかりやすいという方向をとってきたのであれば、さらにわかりやすくそこだけは押さえておく。改選時と施政方針は押さえておくということも、私も中崎さんの言っていることはいいんじゃないかなあと思います。

○部会長（服部孝規君） なるほどね。

質問範囲の中で施政方針に対するものと、それから市長改選時の所信表明みたいな、このことに対してということやね。

高島委員、どうですか、ご意見は。

○部会員（高島 真君） 僕も中崎さんが言われておるのは、これからやっていくことということで、まあそれはいいんじゃないかというんですけど、僕はいろんなこれを見せてもらうておって、きょうのこのいなべ市さん、四日市さん、鈴鹿市さん見せてもらうておって、亀山市が一番ええやんかとか思っていて、一番僕にでもわかる議会というかな、これは質疑していく、一般でしていく、分かれていって、今の亀山方式が一番よその市にでも自慢できることかなあと僕は思います。

○部会長（服部孝規君） 会長。

○会長（前田耕一君） 先ほど中崎委員がおっしゃったこと、そのとおりやと思うんやな。そういうこともあって、例えばいなべとか四日市とか、代表質問と一般質問が先来しているということはその辺もあると思うんやわ、多分な。それで議案が、これも大事やけれども、その辺の流れがあるもので、前のほうへ代表質問と一般質問が入っておると思うんやな。そうやけれども、今、亀山なんかの場合、一般質問というたら、どうしてもあせいこうせいの注文的なものが多うてき、本来でいうところの市政全般に関する一般質問になっているかという、なっていない部分もあるわけやな。自分の思いをしゃべって、これはどうやこうやと、例えば僕だったらスポーツでこれはこうすべきと違うかという質問はいっぱい質問しているわな。だけど、こうやってなってきたら、その辺よりももっと大きな市政全般の中での方向性についてのまた一般質問とか代表質問になってくると思うので、それはそれで方向性はええんやけれども、だから、今うちがやっている方法でいくんやったら、例えば代表質疑というのを代表質問として幅広く対応できるようにしておいて、次に議案を入れるか一般質問を入れるかという、その順番というのをある程度検討することによってスムーズな流れができるんじゃないかなあとと思うんやけどな。さっき言うた中崎さんの言うておるようなことを特に重視していったら、もっともなところもあるわけやから、当然のことながら、そこを先にやっていくのも重要なあとというのもあるけれども、それを今の、別にこれやったら代表やなくても構わんから、一般質問でも。この場合やったら議案の後でやっても構わへんわけや、今、中崎さんがおっしゃったこと。その辺をどう見きわめるかというのはさ、一般質問で地域予算やってもええわけやな、前段のところでは。そうやけれども、市政全般で大きな問題というんやったら、代表の中で質問するのもあっていいことやし、単純な一般質問で入っても構わへんわけやから、どこへそういう方向性を持つかという場合に、この

一般質問、それから議案質疑、それから代表質問のこの3つのすみ分け、代表質問にするか質疑にするかどうかも含めて考えた場合に、代表質問とするか代表質疑にするかということによってころっと方向性が変わってくると思うよ。その辺の見きわめだけ方向性を出したらええんと違うかなと思うけどな。

○部会長（服部孝規君） 豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） 済みません、ちょっと私が考え方を間違っているなら済みませんが、さっき、ちょっと調べてきましたよというので、代表質問とかやっていないところって、1人会派でも会派と認められていたりとか、会派をなくすのもうなくなりましたとかいうところなんですね。なので、私の中で代表質疑・質問というのより、代表というのは、つまり会派、2人以上、3人以上だと認められるとかいうところもやっぱりあるわけですよ。だから、個人的だとどうしても一般質問として私はこう思うというふうになっているので、代表質問、私は代表質疑になってしまうと、どうしても意見が言いにくいというか、言えないという部分があるので、代表質問という形にしてしまって、今、中崎さんがおっしゃったような範囲をもうちょっと、今のマニフェストとかそういうのに関して広げていく。そして、例えば代表ですから、その会派の代表としての意見というか、私たちはこう思うんだがどうかという討論をきちんとできるようなのが代表質問なのかなと。だから、私の個人的意見ですけども、代表質疑ではなくて質問にして、少し幅をふやして、会派として複数の意見として言えるような形にしていったほうが、市民の方もわかりやすい、その会派としての意見もわかりやすいのかなというふうな気がしました。

○部会長（服部孝規君） わかりました。

ベースはあくまでも現在の亀山のやり方をベースにして、その中で、変えるとしたらここを変えたほうがよりよくなるんじゃないかという形で考えていくと。だから、全く新たなものをよその市のあれを参考にしてつくろうというのではなくして、今あるスタイルで考えるというのを基本に置いて、例えば代表質疑を代表質問に変えとか、それからこの質問の順番をどうするのかというような問題、この辺のことは検討せんならんし、それから、もしやるとしたら一括にするのか一問一答にするのかというあたりとか、この辺のところは考えんならんと思うのやけれども、基本はもう今のをベースに、どこをどう変えたらよりよくなるかという、こういうことで議論を進めていきたいなと思うんです。

ただ、これは我々が1から10まで全部決めてやるということやなしに、あくまでもこのことの決定は議会運営委員会が持っているんで、だから、我々としては方向として、例えば亀山の今のやり方をベースにして、ただ代表質疑を代表質問に変えて、それで少し幅を広げた形のこと聞ける、施政方針の予算のついていない部分とか、考え方を問うだけのものも含めて聞けるようなものにしてはどうかというふうなことを方向性として例えば議運に投げかけると。あと議運も、僕らもこれだけの時間をかけて議論しているんな意見が出るんやでさ、議運でもやっぱり大分時間がかかると思う、このことをしようと思うとね。だから、やっぱり早目に議運のほうへ投げかけたほうがええんかなと。例えば3月からやるという一つの目標を持っておるのやとしたら、少なくとも9月議会の議運のころから9月、12月というような形でやってもらうほうがええんかなあと思ったんですね。どうやろう、その辺。進め方の問題ね。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 今までの話の中で、大体、今までどおりでいくのか、代表質疑を代表質問

に変えるのか。それから今、中崎さんが言われたように、代表質問を3月のみ追加するのかというような、その3つの方向でどうですかというような感じで議運に投げかけてもらって、議運の中で検討してもらったらどうかなあと。もうこれ以上、ここからは進まないような気がするんですよ。この会議では、もう大体意見も出たので。それで、今言われたように早目に議運のほうに投げてもらって、議運のほうの話し合いを進めてもらったほうがいいんじゃないかなあとと思います。

○部会長（服部孝規君） なるほどな。出たのは今言われたように3つやな。現状のままでいくというのと、それを多少広げる形で代表質問という名前にして広げて議論できるようにする。それから3つ目は、やっぱりちょっと特出しにして、施政方針やら市長の改選時に代表質問という形で、別個代表質問をつくるという、そういうやり方。この3つぐらいのパターンで。あと、時間やとか順序やとか、この辺はもうここで決められへん問題やもんで、はなからね。だから、それはもう議運に投げかけというのか、議運で議論してもらおうということで、この問題についてはよろしいか、おさめて。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それじゃあそんなことで、議運のほうへ投げかけたいと思います。多分、説明もせんならんやろうなあ、議運に。だから、それぞれの会派の人で議運のメンバーがおったら、ちょっと事前に説明しておいてもらうほうがええかもわからん。そうせんと、一からまたやらんなもんで、ある程度知識を持って議論に参加してもらわんと、全くゼロからというのでは違ってくるんで、できるだけ会派の人がござるもんで、それぞれの議運のメンバー、この中で議運のメンバーはおるの。中崎さん議運な。

それ以外は、ちょっと会派の議運の人に伝えていただいて、こういう議論を検討部会ではしましたという話をちょっとしていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

議運も多分、9月までないよね。

（「8月ですね」の声あり）

○部会長（服部孝規君） 8月の末までないんで、そのときに初めてあると思います。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 言葉で伝えると間違っって伝わるかなと思うけど。

○部会長（服部孝規君） 会長。

○会長（前田耕一君） 議運には、いろいろ検討部会で検討した結果、この3つの案が出てきたということで出したらええ。

○部会長（服部孝規君） そうやな。じゃあそんなことで。

それで、もし必要やと言われたら、他市の資料はまた出したらええと思うんやけど。副部会長言われたように、本当に各市それぞれ自分らで考えてというのか、自分らのやり方でもってやっておるんで、あえてこれを参考にとか、ここの市のやつがすぐれておるとかというふうな問題でもないと思うんだよね。それでいきます。ありがとうございます。

じゃあ10分間休憩をして、11時に再開をいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時01分 再開

○部会長（服部孝規君） それでは再開いたします。

2つ目の議題で、公聴会制度及び参考人制度について、それから請願者の説明機会について。これ

についてはようやく案が出てまいりましたので、それについての、ちょっと長くなりますけれども説明を聞いていただいて、きょうはもう別にそれについて結論を出すわけでもないんで、多分1回で終わるとは思いませんし、とりあえず案が出たということで、説明を事務局にお願いします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは資料3、カルテをごらんいただきたいと思います。

公聴会制度、参考人制度と請願者の説明機会ということで、この対応内容のところですが、まずこれまで平成26年度は、ぎょうせいのほうに請願者の説明機会についての考え方、こういったことの検討の依頼をしてきました。そして、ページめくっていただきまして、昨年度はぎょうせいから、この検討部会と推進会議で資料の説明を受けたところです。そして、昨年10月の第34回検討部会で、この公聴会開催要綱、参考人意見聴取の要綱、請願者説明機会の取り扱い要領、この辺の作成に着手することを確認いただいて、事務局のほうで案の策定を進めてきたところでございます。先般、株式会社ぎょうせい、これは一応27年度事業ということで、取扱要領の策定支援、こういったことを委託しておりましたので、その成果品が納品されたということで、その辺を受けまして、事務局で3つの、要綱2つと内規1つ作成をさせていただきました。これについては、公聴会、参考人制度については地方自治法と会議規則と委員会条例それぞれで規定があるわけなんですけど、本会議、委員会どちらでも参考人、公聴会制度はできるということになっておるんですが、亀山市議会は両方もやったことがございませんので、制度上できても実際にやるときに、やっぱり要綱か何かマニュアルをつくっておかないと、いざやるときになかなかできないということがあって、これはつくっていいこうと。

請願者の説明機会については、最近では他市の市議会で、委員会の冒頭で請願者にその請願の趣旨を、わずかな時間ですけど説明をしてもらうような議会もふえてきております。これについても検討しようということでスタートしたんですけれども、全国議長会のほうへ確認をさせていただきましたら、基本、やはり委員会の場で外部の者が発言をするということになると、やはり参考人制度、これが大もとになるので、これを使ってやるのが正しいんじゃないかというふうな意見をいただきましたので、この請願者の説明機会については、参考人制度の中で請願者の説明機会も盛り込んでいくような形で要綱のほうも検討いたしました。ですので、これよりちょっと資料がたくさん出ていますけれども、村主のほうより公聴会と参考人制度それぞれの要綱と、請願者については内規、これの説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○部会長（服部孝規君） 村主さん、どうぞ。

○議会事務局員（村主健太郎君） それでは資料をごらんください。

まず、もうご存じのことかと思いますが、資料3の1の地方自治法の規定でございます。

公聴会及び参考人につきましては、第115条の2において、1項と2項でそれぞれ書いてあります。先ほど室長が申し上げたように、常任委員会につきましては109条で、115条の2を準用して、委員会においても公聴会、参考人制度が活用できるところでございます。

次に、資料4、公聴会開催の手続に関する要綱（案）をごらんください。同時に、資料の4の1というA3のものがありますが、ちょっと開いていただきますと、こちらのほうは、4項の条文に対して会議規則、本会議での公聴会制度については会議規則、それからその隣、委員会条例において、委員会における公聴会開催については、ほぼ同じ内容が自治法から委任を受けて書きおろしてございま

す。根源的には会議規則と委員会に原則的なことは書いてありますが、要綱ではそれらを実施するために、例えば申し出を受けるための様式であるとか、そういったことを定めるということで、対応表となつてございます。

要綱の本文のほうを簡単に説明させていただきますと、まず要綱（案）、趣旨、第1条でございますが、先ほど申し上げたように、会議規則と委員会条例に定めるもののほか、公聴会の開催の手續に關して必要な事項を定めるものでございます。

手續といたしまして、まず公聴会開催に当たっては、本會議は議決、委員会では開こうという決定を受けて公示を行う必要がございますので、第2条で公聴会開催の公示について様式を定めるものでございます。こちらは今回様式は添付しておりませんが、一つ市民の方に知らしめるための様式を用意する予定です。

次に、第2項といたしましては、これが委員会において公聴会を行うための規定で、委員会は実際にはこのA3の資料でいきますと、23条では、開こうとするときは議長の承認を得る必要がございます。必ず委員会は議長を経て公聴会、それから後ほどの参考人についてもとり行うこととなりますので、ちょっとわかりにくいですが、第2条の2項では、委員会の委員長が議長の承認を得るための様式等規定するものでございます。

次に第3項、当然、その要求を議長が承認したときは、第1項の本會議と同じように規定に準じて公示を行うという形になります。

第4項では、1項と3項、ですので本會議用と委員会用の公示は、亀山市公告式条例、別表に掲げる掲示場への掲示、ホームページへの公表等の方法によりということで、ご存じのとおり公告式という形で条例等が議決を得た場合は、庁舎の前の掲示場、それから関支所前の掲示場に掲示することで公示行為を行っておりますので、あわせてホームページでも、公聴会というのは、市民の方というか公募をかけて公述人に来ていただくという形ですので、このような公示行為を行います。

次に、第3条、公述人申出書の提出でございます。これは、公聴会の公示をしますと意見を述べたいという人が出てみえますので、その理由と、それから公聴会というのは、特定の事案、議案とかに對して市民の意を問うという形ですので、ある程度賛否というものの割合が大事なことになってきますので、賛否について必ず申出書に書いていただいて提出していただくということになっております。当然、公示文書に定める期日までにということになります。こちらのほうは議長と、それから委員会にあっては委員長、本會議においては議長で、委員会にあっては委員長に提出するということになっております。

それから第4条、公述人の申し出を受けましたら、公述人を選定するわけでございます。先ほどの賛否の割合等に基づいて決定をします。そのときに決定通知、それから公聴会自体、申し出を出した方だけではなくて、その他の専門的知見を有する方等からもお選びさせていただく場合がありますので、4条の中で、その他の者には出席要請書という形になっておりますが、ちょっと2通りの様式が想定されるところでございます。

裏面に参りまして、第2項として、こちらは委員会用の条項でございます。委員会の公聴としての公聴会においては、委員会が公述人を決定したときは委員長が決定通知書を議長に提出して、議長を経て、実際にはまた決定通知をしていただくこととなります。議長は、前項の通知を委員会から受けたときは、第1項に戻りまして、同じように公述人決定通知書であつたり、出席要請を議長名で行つ

ていただくこととなります。

次に、第5条、公述人の賛否表明でございますが、先ほど申し上げたように、公聴会において賛否の割合というのは重要な要素でございますので、公聴会において、公述人、来ていただいた方が発言を許可されたときは、まず案件に対する意見陳述の中で賛否を表明するという約束事になっております。

それから第6条は、討論及び表決の禁止ということで、当然に公聴会においては、討論または表決することはできません。第7条、補足でございますが、実際にこの中で定めたことというのは、対外的に公示をしたり、市民とか公述人、希望者の方からの受け付けをするための様式等でございますので、実際に行う場合には、その他にもマニュアル、要領等、実際に公聴会をやるための要領というのが必要になるかと思われま。

公聴会開催手続の要綱については以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 当初、一括で全部説明してもらおうかと思ったんやけれども、やっぱり一つずつやっていかないと、前のことが忘れてしまう可能性があるんで、ちょっと一つずついきたいと思ひます。

今、説明を受けた公聴会の開催について、きょうは本当に議論を深めるだけのことなんで、質問、確認、意見ありましたら出していただけたらと思ひます。

去年の安保関連法案のときの随分注目されたあれが国会の公聴会のようなもんかなと思ひんやけど。要するに、ああいう重要な法案とかというものに対して、利害関係と言わないけど、専門家が来て意見を述べるという、そういう形やと思ひんやな。それを例えば亀山でも、特に私なんか思ひのは、溶融炉関係の技術的なことになると、なかなか専門家っておらへんわけやな、議員の中で。そういう場合に、そういう技術的な専門、知見を持っておるような人に来てもらって、意見を聞いた上で我々が議案について判断をしていくという、そういうような使い方ができたらなと思ひ。とにかくわからん者同士が議論してやっておっても深まらへんし、判断もしづらいという、そのときに活用できるのかなと思ひんやけどさ。そういうイメージありますかいな、公聴会って。まずそこから。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 言われたように、国会の中での憲法学者が来ておったやつが、あれがそんなのかなというイメージなんですけど、ただ、その公聴会と参考人招致の違いというのはどこで、それはちょっと僕はわからないですけど。

○部会長（服部孝規君） それは、もう次に参考人の話を出してもらうんで、とりあえず公聴会だけ。今説明をもらった中のところで。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 公聴会に来てもらう人、今も言うように、溶融炉とかいろんな専門的知識がないもんで、そういう人の意見を聞いて理解を深めるというのはええことやけど、その公聴会に来てもらう人の人選、これはどういうふうにするの。それがさな、この溶融炉だけに関したことやないもんで、技術的なことやない、ほかのこともいろんなこともあるもんで、そういう公聴会の人に来てもらう人選というのが非常に大事やと思ひんやわ。それによって、来てもらう人によって、何も白紙の状態というかわからん議員の人が、例えば委員会は6人おるけど、わからん人がそれは聞くのやでさな、そうすると、公聴会に来ていただいた方の意見に寄り添っていくとか、あんなことを言う

ておるでそうやということで、議会の議員そのものの判断ができやん。できやんと、あの人が、ああいう専門家の人が言うておるでというようなことに引っ張られていくという危険性もあるもんでさな、その辺がどういうふうに入選して行って、どういうふうにするのかなあというのが、ちょっと僕もよくわからんのけれども。

○部会長（服部孝規君） 多分、基本は賛否両論で両方呼ぶんやと思う。両方のあれを聞いてあれするんやと思う。だから、そういう人材を探せるかどうかということやな、うまくな。その辺が難しい。中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） そこが一番問題や。この間の安保法制のやつでも、思い出すとそういうことで、政府側とかいろんな野党側とかという人も3人か4人来ておったわけやけどさな、それでああいうことを言って、政府のそういう委員会とかいろんなことで意見を述べておった学者の人が、政府とは違う判断をしたというようなこともあったわけやけどさ、そういう面から考えると、やっぱりこれは公聴会の入選は難しい。

どういふふうにするのかなあ。これは賛否やけどさな、賛否やけど、そりゃあ難しいで、その辺がじっくりとどういふふうにするのかというのは議論せんと。

○部会長（服部孝規君） そうやなあ。

はい、前田会長どうぞ。

○会長（前田耕一君） 賛否両者の公述に来てもらうんやけどさ、その場合に公示するわけやから、自薦もおれば他薦もおるわなあ。その入選、その中でどうするかとかさ、あれは謝金要るんかな、それ。その辺どうなん。

○部会長（服部孝規君） 森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 公募というの何かさっき言われていたような気がするんですけど、そこも含めて。

○部会長（服部孝規君） 説明を村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） 済みません、私も説明の中で、かなり一般的な市民の方にも声をかけるような言い方をしてしまったので混乱が起きたんですが、一応、公示の中で他市の事例を見ると、意見を聞こうとする案件がもちろんあるんですけど、ある程度議会の審査のために資するものですので、申し出のできる方、例えば公聴会ですと、利害関係者とか、その事案に関して学識経験を有する者で公聴会に参加して意見を述べたい希望の者という書き方はされていますね。

先ほどちょっと補足すると、参考人制度との違いで、ちょっと先に申し上げると、どちらも基本的には公聴会という名のもとではありますけれども、やはり先ほど申し上げたように、事案に対する専門的知見とかも聞きたいという要素があります。公聴会というのは告示とか公示をして広く呼びかけるので時間がかかるんです。ただ、参考人制度は公示行為がありませんので、非常に機動的に開催できるという、その違いですね。実際に公聴会をするか参考人をするかという判断の一定のラインとしては、あくまで参考ですけども、公聴会については、市民、事業者における利益・不利益に直接かわる事案、市の施策における設計等において、その是非を判断する材料が乏しい場合、参考人については、議会が調査権を行使すべき事案、事案検討において市職員以外の専門的見解を求める必要があるということで、少し公聴会のほうは利害関係とかそういう要素も入ってくるのかなあというふうに思います。

○部会長（服部孝規君） ちょっと今議論しておいて思うと、やっぱり参考人まではもう一度ちょっと説明してもらおうかなあ。申しわけない、行ったり来たりで。やっぱりこれとの関係も出てきておるみたいやで、申しわけない。

村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） それでは、資料5の参考人招致の手續に関する要綱についてご説明をいたします。

こちらも対応表を用意してございますので、A3の資料をお開きください。

第1条でございますが、こちらのほうにつきましても会議規則と委員会条例で、参考人制度については、ごく原則的なことですが定められております。それというのは、実際に参考人招致をしようとなったときには通知をするという、当然のことですね。それから、参考人については余り記載がなく、先ほどの公述人の規定を準用する形になっておりますので、会議での発言や質疑等については、公述人と同じような形になっております。実際の要綱でございますが、会議規則と委員会条例に定めるもののほか、参考人招致の手續に関して必要な事項を定める。

参考人の出席要請につきましては、本会議というか会議において参考人出席を求めるということになった場合には出席要請書により、それで、委員会のほうで参考人を呼びたいというふうになった場合は、こちらもまた議長のほうを経まして、2項でございませぬ、今2条の話をしてはいますが、議長を経て3項で、前項の依頼を承認したときは、委員会からの出席要請依頼を受けて議長が参考人に通知するという形でございます。

こちらのほうにつきまして、第3条としては賛否表明ということで、参考人制度につきましては、賛否という部分が準用がされていないので、公聴会とはちょっと違って、賛否というのは事案によるというところがあるので、少し書き方が変わっていますが、議長または委員長からの求めに応じて案件に対する賛否を表明しなければならないというふうにさせていただいております。先ほどの公聴会のは、必ず賛否表明をとというような形になっております。

第4条の請願者の趣旨説明として、先ほど冒頭で申し上げましたように、請願者につきましては現行法上、会議に出席して発言できる機会を得るには参考人制度を活用しないといけませんので、こちらのほうは参考人の要綱でございませぬ、そこの中から請願者の趣旨説明については別に内規に委任するという形で、あくまで請願者の趣旨説明は参考人制度の一部という趣旨でございませぬ。

それで、補足として、実際にやる場合にはもろもろのことを定める必要もあろうということで、このような条項を用意しています。

先ほど、ちょっと実費弁償の部分で一部お話がございました。公聴会、参考人制度、それから加えて言うと、請願者についても申し出があった場合とか、お呼びした場合にかかわらず、原則は実費弁償条例に基づいて旅費等の実費を支給させていただくことになっておまして、条例につきましては、資料の6の1の請願者の後について、自治法上207条で、115条の2においての参考人制度とか公聴会に出席した場合は実費弁償と。それを受けて、亀山市証人等の実費弁償に関する条例を定めてございませぬ、こちらのほうが発動するというので、要綱レベルでは書き改めることはしておりませぬ。もうそれはそうなるということでございませぬ。

参考人制度の要綱は少し簡潔ですけれども、実際は対外的に表明する部分というのはこの程度かと思ひます。

一旦ここで済みません、参考人制度については以上です。

○部会長（服部孝規君） 大体わかってもらえましたか。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 先ほど村主のほうからも話がありましたけど、対外的に要綱として手続の流れとしてはここまでなんですけど、例えばこの公聴会のほうを見ておりましたも、例えば公聴会を開く議決があったときはと。議決するまでには、当然、議会の中でも公聴会を開くかどうかの議論も当然必要やと思いますし、例えば中崎委員から言われた公述人の選定の問題もどうやってやるのかとか。ここの手続の要綱にはあらわれやん部分も出てくると思うんです。そうすると、それはやはり申し合わせなり何かでそれもちょっと議論をしておかないと、これだけでじゃあすぐ運用できるかという、ちょっとできない部分も多々あるので、あくまでこれは対外的に出していくやつという手続の流れだけということで、ちょっとご理解をいただきたいと思います。

○部会長（服部孝規君） あくまでも対外的にこういう要綱を設けていますということだけで、やっぱり細かいこの要綱に書かれていないような、決めなきゃならんようなものは、また別途内規的なものをつくらざるを得ない、申し合わせ、内規、どういう名称にしてもつくらんなんらんと。だから、これをやるとなったら、そういういろんなことも決めなあかんやないか、こういうことも決めないかんやないかということを出し合ってやっていかないかんということやね。

きょうはとりあえず漠っと、公聴会、参考人という、こんなもんやということだけとりあえず押さえてもらえたらというふうに思いますけれども。

どうですか、公聴会、それから参考人について。きょうはもう大体よろしいか。

僕はいつも思うねんけど、契約の案件なんか出てきたときに、設計の金額とか、それからそういうものが妥当かどうかというのは、自分の人生の中でほとんどそういうことにかかわってこなかった部分もあって、なかなかわからんところがあるね。そうやけれども、議員としてはやっぱり賛否を決めやんなんというそこの難しさがあるんで、その前段のところである程度専門的な人の意見を聞いておくというのも、まあええかなと思うたりはする。一番ええのは、議員18人で、どこかで誰かが専門をやってくれておたらええんやけど、なかなかそんなふうな構成にはならへんもんで、そうやでなかなか難しいところがあるんやわな。そんなときに活用できたらええかなあと思うんやね。

それじゃあ次に移って、では請願者の説明機会やったな。

村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） それでは最後に、資料6ですけれども、議会、委員会における請願者の趣旨説明に関する内規（案）でございます。こちらのほうは、先ほどの参考人招致手続要綱を受けまして、あくまで参考人制度の一形態として行うのですが、どうしても請願者の趣旨説明というのは参考人という枠だけでは規定できない、もう請願者自身が自分の趣旨を説明したいという申し出に基づくもので、様式とかをそのまま使えるものではございませんので、あくまで参考人制度の一部ですが、この内規につきましては、創設的かというと、この中で結構きちっと書いている部分が多ございます。

まず第1条の趣旨は、もう参考人要綱の趣旨を受けているということですね。

それから2条の委員会における請願者の趣旨説明、この場合の請願者の趣旨説明というのは、請願者本人が当該請願の付託された委員会において、参考人としてみずから提出した請願の趣旨説明を行

うことをいうということでございます。定義ですね。

それから、3条の趣旨説明を行うことができる者は、みずから提出した請願に関する趣旨説明のため、書面による申し出をし、出席する者と、実際には請願の審査のため委員会が趣旨説明を求める極めて参考人的な方も見えると思います。

それから、4条の趣旨説明の申し出でございますが、これは申出書を請願の提出時に議長に申し出ていただくと、様式によって申し出ていただくということです。その申し出があったときは、第2項でございますが、議長は申し出の拒否について委員会に諮るように求めるということになっております。議長から委員長に対し、請願の付託を受けた委員会の委員長にですね。

それから第5条の出席要請でございます。委員会の委員長は趣旨説明の申し出を許可した場合、または請願の審査のため委員会が趣旨説明を求める場合は、出席要請依頼書を議長に提出しなければならない。それからそれを受けて議長は、出席要請書により、会議への出席について、趣旨説明を求める請願者自身に通知するというので、この辺は参考人に準ずるような手続でございます。

それから趣旨説明、第6条でございますが、ここに趣旨説明をしていただく説明者についていろいろ規定をします。まず趣旨説明のため委員会に出席できる説明者は、代表者1人とする。第2項、趣旨説明の範囲は、請願に関する趣旨の説明及び補足説明とし、委員会における請願に係る審査の冒頭に5分以内で行うものとする。

3項、説明者が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

第4項、請願を審査する委員会の委員は、請願内容及び趣旨説明に関し、説明者に質疑をすることができる。

第5項、説明者は委員会の委員に対し質疑をすることができない。このあたりは公述人に準じている、参考人とも同じ規定なんです。請願者の趣旨説明という一つの内規の中で、その場面に合った形で書きおろしてございます。

第6項、趣旨説明のための資料等を配付することはできないというのは、これは他市事例とかで散見されるところでございまして、あくまで請願の趣旨説明にご本人さんの弁でもって対応していただくという原則でございます。

それから第7条の費用弁償でございますが、先ほどの話とのちょっとかかわりもありますが、条例が参考人である以上は、当然に発動するとは申し上げたものの、公述人や参考人、公聴会とか参考人制度はもう当然に対象になるんですが、請願を申し出た方というのは、趣旨説明をしたいとご自分の極めて発意によるところがあって、それを委員会、議会としていいか悪いかを決めるときに、じゃあ旅費を出すのという議論が生じないようにするために、ここではちょっと確認的に書きおろしておるという形でございます。

6の1については先ほどの請願者の内規で6の資料の補足資料とさせていただきましたが、公聴会、参考人にも及ぶ話ですけれども、出ていただいた方への実費弁償の根拠でございまして、今申し上げたような請願者についても出すんですよという意味で、出す趣旨ということで、自治法の規定と条例の規定を添付させていただきました。以上です。

○部会長（服部孝規君） ありがとうございます。

これに関しての質問、確認。

森副部会長。

○副部長（森 美和子君） これができたことで、これは請願者がみずから説明をすること。請願を出すということはお願いをするということですので、みずからが説明をして皆さんに納得していただくということなので、今までだと紹介議員さんがしていましたよね。部長も1回されたし、それから伊藤彦太郎さんも1回されたんですけど、そこはあくまでもここがするのか、それとも紹介議員さんでいいのか、それはどこが、誰が決めるんですか。

○部長（服部孝規君） 村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） 先ほどおっしゃっていただいた紹介議員による説明につきましては、会議規則で委員外議員の発言という条項がありまして、委員会が出席を求めて委員外議員に審査または調査済みの事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対し出席を求めて説明または意見を求めることができる。委員会は委員でない議員から発言を申し出があったときは、その拒否を決めるという。それから紹介議員につきましては、委員会は審査のため必要があると認めるときは紹介議員の説明を求めることができる。紹介議員は前項の要求があったときはこれに応じなければならないという規定がありまして、この規定を持っておる中で、この請願者の趣旨説明につきまして、そのまま適用できるかというところ、ちょっと難しいところもありまして、今の紹介議員については、現行の中で少なくとも会議規則で規定がありますので、それでちょっと運用できるという判断をしております。これはまあ一般市民の方が原則的にはということです。

○部長（服部孝規君） 森副部長。

○副部長（森 美和子君） その請願者は出してもらいたいという思いで出されるるので、本来は自分が来て何とかこれを議会から出してほしいという思いですよ。自分は説明がしにくいから紹介議員にしてもらおうということではないじゃないですか、そうすると、あくまでも請願者がここに来て説明をすることが第一にならなかんですよ。そうすると、今まではこういうものがなかったので紹介議員なりがしていましたけど、本来のこれをつくるということは、亀山市議会に請願を出すということは、来るということを第一義にせなかんのか、それとも、もう紹介議員さんがやってくれるというのであれば紹介議員さんにお任せしますみたいな、そんなやわらかいあれになるのか、何かそこら辺の順番というか、そこはどういうふうに捉えたらいいんだろう。

○部長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 他市の議会では、最近、説明に来ていただいているところがふえてきたんですけども、大体請願を提出されるときに、事務局のほうから趣旨を説明しますか、しませんかと、そこで聞いているところもあるようなんです。したいということであれば来ていただく、もういいわということであれば委員会の中で進んでいくということになるかと思うんです。

また、この今の内規等でいきましても、最終、請願者がしたいといっても委員会の許可が要るわけですよ。ですので、最終はその委員会で判断をしていかんなんと思うんです。例えば、その請願書だけで実際にもう内容が全てわかって十分伝わるものであれば、わざわざ来ていただいても、その必要のない場合も当然あるかと思しますので、先ほどの参考人制度も全て、一応委員会の場合は委員会で諮ってからということになりますので、結局は委員会でそこで決めていただくと。例えば、本人さんが来ていただかなくても紹介議員さんの説明でいこという委員会もあるかもわかりませんし、やはり請願者の意思を尊重してもらおうかというところもあるし、もう必要ないんじゃないと、それはもう本当にその委員会でご判断いただくことになるのかなとは思いますが。

○部会長（服部孝規君） 森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） そうすると、どうしても出したいという思いの中で請願者が提出をされるのに、事務局のほうで説明されますか、しませんかということで、じゃあ議会のほうでもらったらいいですわと引かれるということは、そんなに思いがないのかなと思っちゃう、この提案をされる側の議員としては、そういうことにならないのかなというのも一つ、どうしても出したいという思いの温度差がそこにあらわれてくるような気にもなっちゃうんですけど、今であれば、あくまでも委員会で決定をしていくということなんだね。何かちょっと腑に落ちない。

○部会長（服部孝規君） 要は、そういう機会がなかったのを、やっぱりぜひそういう機会をつくってくれという声があって、僕はこういうものが生まれてきたんやと思う。だから、そういう何としてもその請願を採択してほしいという思いのある人は、多分こういう制度ができたら申し出すると思うんやわ。そうやけど、そこまでの必要がないものもちろんあるし、それからそこまでの思いのないものもあるやろうけれども、そういう人はあえてこういうええ制度をつくっても申し出がないかもしれん。そこはやっぱりそれぞれの判断や、請願者の判断やと思う。ただ、機会だけは議会としてつくりやないかと、設けようやないかということでいいのかなと思う。

前田会長。

○会長（前田耕一君） この内規はどこか参考にしてもうたの。どこかの市とかさあ、その辺はどうなの。

○部会長（服部孝規君） 事務局、村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） この内規とか要綱の部分は、対外的に余り出してないところが多いのですが、全国的には一部、都市圏に近いところとか、でも二、三件ぐらいで参考にはさせていただきます。一つフォーマットとしては、先ほどの資料配付はやめようということとかも、そんな中で抽出してきたものでございます。参考にしたところはあります。

○部会長（服部孝規君） 前田会長。

○会長（前田耕一君） というのは、この一行の中で、請願者に出席を要請する場合となっておるわな。本人は、相手さんの意思は入ってへんわな。こちらが必要やと思って要請するわけやろう、まず委員会がな。向こうから説明の機会をくれということ云々やなしに、委員会として要請をかけるということがうたってあるやんか。

それともう1つはさ、第6条で説明者、代表者1人や。結構これは厳しいよな。代表者しか説明の機会を与えやんという中身になってしまうやんか。その辺をどう解釈するか、理解するかやな。

○部会長（服部孝規君） 事務局、村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） まず、先ほどの第1条に関しましては、これは出席を要請するという形になっているのは、やっぱり参考人制度の一つとして行うということで、委員会が求めるという形というか、申し出を受けて許可して求めるという形をとることかと思えます。

それから6条の先ほどの代表者というのは、趣旨説明の機会担保に当たっては、大挙して来ていただいても、私も私もではだめなので、代表者というのは、この場合は、団体であれば団体の代表者になろうかと思いますが、複数名見える任意の集まりでしたら、どなたか筆頭者を決めていただくというような程度の、とにかく人数を限定してという趣旨かと思えます。

○部会長（服部孝規君） やっぱりこの請願の趣旨説明のこういうことが起こってきているのも、や

っぱり請願者のほうがぜひ説明をしたいという思いから生まれてきたんやと思う。だから、形は何か請願者に出席を要請するという文面からいくとそういう形になっておるけれども、やっぱりもとは請願者のほうがぜひ説明したいという、それが前提にあつて、形の上というか手続上はこちらが要請をするというような形になるということであらうな。

どうぞ、森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） そうすると、最初に請願を出される方に、事務局が説明をしますか、しませんかというのを聞いて、したいとおっしゃっても、委員会が要らんということもあり得るということですよ。それはもう、それが形としてこれは要請する場合になっているということは、請願者の意思がそこには反映されないということだよ。じゃないですか。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） この場で説明するしないにかかわらず、文書で請願を出しているということは、そこにもう意思が乗っかっているわけですよ、請願者の。本来は、読んだだけでそこに思いが読み取れる文書が上がってくるわけじゃないですか。それにプラスアルファでも説明したいという意思やと思うんですよ。とりあえずはその文書を読んだ上でじゃないと、その委員会の判断の判断もできないわけじゃないですか。当然、請願者の人はそういう機会があつて、もし自分がこの場で言うことによつて請願が通りやすくなるというんだつたら、当然言われるように言いに行かせてくださいという話になると思います。それは自由意思を聞いてもらうでもいいと思うんですけど、でも、あくまでも本来の請願の形というのは、文面を読んで、だつて委員会で通つて、議会で通つて、その請願を例えば国務大臣のところへ上げていますよね、今でも。でも、それは文書しか行かないわけで、結局そのところには請願者はついていかないわけですから、結果としては、やっぱりその請願の文書に係ってくるんじゃないのかなあ。だから、あんまりここでケース・バイ・ケースで、委員会で、これは呼んでもうちょっと聞いたほうがええよねとかでいいんじゃないのかなあという気はします。

○部会長（服部孝規君） それと、僕は一つあるのは、委員会で申請があつたやつを受けるか受けないかを決めるのは、いわゆる通常の本会議が終わつた後の委員会では遅いと思うんやね。だから、それをだつたら請願を受ける、例えば定例会の1週間前の議運か何かよりも前かその時期かに申し出があつて、その直後ぐらいに委員会を開かんと手続できへんわね。その辺はどんな流れになるのやろな。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今ですと、その請願の締め切りが議案質疑日になっているはずなんです。というのは、その請願も委員会に付託をしますので、どうしても付託するのは質疑が終わつてから議案と一緒に付託しますので、それまでにした請願は全てその定例会で諮るということになるので、極端なことを言うたら、議案質疑の前日に出たら、議案質疑の朝から議運を開いて請願を議題に上げています。ただ、今回このような形で委員会で諮るとなると、そんなぎりぎりでも相手に周知する期間がないので、ただ、委員会で諮る以上、開会してからになるのかなとは思いますが。

ただ1点、まだ付託されていないわけですね、その委員会も。だから、付託されていないのに先にこれを諮るというのもちょっとどうなんかなあということになると、それはちょっと問題があると思うんですけど、それはそれで。

○部会長（服部孝規君） その賛否やなしに、その申し出を受けるか受けないかだけを諮るんやつた

ら。

西川委員。

○部会長（西川憲行君） でも、その委員会が受けるか受けていないかが決まっていない。だから、開会日の日に付託せなあかんということですね。

○部会長（服部孝規君） それでは、手続的にどの段階でどういうふうにしておるかということ、実際やっておるところのちょっと例を調べていただけますか。

最後に、ちょっときょうはもうこれぐらいで、まだ結論を出しませんので、資料7の反問権、こへへ行きたいと思います。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 反問権については、カルテの追記のところだけご確認いただきたいと思います。資料7でございます。

5月25日、40回の検討部会で会派からの意見を集約と。議運のほうで協議し、取扱要領について検討することとするということになっております。それで、議運のほうとしましては、6月定例会では現行の取り扱いとし、今後、議運のほうで検討していくということになっております。以上です。

○部会長（服部孝規君） それで、以上で議題を全て終了したいと思います。

西川委員。

○部会長（西川憲行君） 済みません、提案なんですけど、1点。このパソコンというかタブレットが来て、それで、ペーパーレス化をちょっと進めていったらどうかと思うんですよ。特に、議場で配られる議事日程とか、あと出席者の一覧とか、ほぼその日1日見たら終わりというペーパーが結構あると思うので、そういうのを集約して行って、できれば紙の枚数を減らしていく努力を議会としてもしていったらどうか。それで、各議員さんのアンケートでは、私はペーパー欲しいとか要らんとかという話を聞いて、その人らに対応してもらってもいいと思うんですけど、でも、何というんですか、無駄とは言いませんけど、やっぱりこれを購入して予算の削減等もということであれば、やっぱりちょっとずつでも努力していくべきではないかなあと思って。できればその辺のペーパーレス化についてもこれから議論していただきたいなあという提案です。

○部会長（服部孝規君） 会長、どうですか。

○会長（前田耕一君） 中身によっては、やっぱり紙ベースのほうがいいのがあるけれども、確かにその議事日程とか出席者の一覧とかさ、さっと目を通してぱっと終わるやつは、もう紙ベース要らん部分も確かにあると思うのな。その辺について、タブレットが活用できるようになったもんで要らんという意味もあれば、事務局としてその手間の問題も考えて。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） タブレットが入りまして、一応ペーパーレス化もちょっとやっていかないかんということで、とりあえず今、議員さんにいろんな議案とか資料とか提示されて、事務局のほうにも当然同じようにある程度の部数をもたらっておったのを、基本、もう局長と室長と担当1、3つだけいただいて、あとの者は、共有に入っていますのでタブレットで見るとということで、事務局から執行部のほうに、その分はもう減らしてくれと、ちょっとペーパーレス化に取り組んでいます。

それで、今までのこの話の中では、議員さんのほうから、例えば定例会の議案とかももう必要ないわという方がお見えになれば、その方々からペーパーレス化をやっていこうというふうな話は出てお

ったと思うんです。ただ、執行部さんがまだタブレットがないので、例えば議事日程とかああいうものは、当然執行部のほうにも配るものですので、もし必要ないというのであれば、議員さんのほうだけでももうタブレットでというふうなことは可能です。例えば議事日程とか出席の名前とか、例えば例月の報告とか、ああいったものももうこれでいいということであれば、一度ここで検討いただいて、もう推進会議に諮らせていただいたらいいかと思います。

○部会長（服部孝規君）　じゃあ、検討課題で上げましょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君）　それじゃあ、これは次回の検討課題で上げたいと思います。

最後に、その次回の日をちょっと決めたいんですが、できればそれまでに詰めておく必要のあるのはほとんどないかなあと思うので、さっきのやつ、委員会をどの段階で開いてどうするかというふうな、その辺のあれを調べてもらっただけなんやけれども、8月のできたらお盆までに、というのは19日に全協があって、その次の週に開会になってくるもので、もう詰まってくるんさね、この辺がね。なので、できたら8月9日、10日ごろがお願いできたらと思うんです。9日については、産建は誰かおりましたか。正・副おるな、ここは。産建が10時から9日入っておるもので、もしやるとすれば午後。それから10日であれば、特に今のところ予定は入っていないので10時からでどうですか。

（日程調整）

○部会長（服部孝規君）　それじゃあ9日の13時でよろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君）　じゃあ13時から。きょうのこの広聴会、参考人制度を引き続き、それから請願者も引き続き議論をしたいと。それからペーパーレス化を先ほど出されて、皆さんよろしいかね、それを取り上げるということについては。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君）　これもテーマに上げておきたいと思います。

それから代表質問、代表質疑、これはもう議運に送るで、これはええね。

じゃあ、長い間ありがとうございました。どうもご苦労さまでした。

午前11時57分　閉　会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 28 年 7 月 12 日

議会改革推進会議検討部会長 服 部 孝 規